

# 社団法人習志野青年会議所 諸規則

・ 会員資格に関する規則 .....	2
・ 運営規則 .....	5
・ 庶務規則 .....	10
・ 理事長選出規則 .....	13
・ 褒賞規定 .....	16
・ 2007 年度運営補足 .....	18

## 会員資格に関する規則

### 第 1 章 目的

#### 第 1 条

本規則は、定款第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、並びに第 13 条の規定により、この法人の会員の資格及び入会希望者の取扱い等に関する事項を規定するものである。

#### 第 2 条

この法人の会員は、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員の 4 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。定款第 6 条第 1 号の但し書きについては、1 月 1 日に満 40 歳に達した正会員も含むものとする。

### 第 2 章 入会

#### 第 3 条

この法人に正会員として入会を希望するものは、正会員 2 人の推薦により、所定の入会申込書を提出しなければならない。

#### 第 4 条

前条の推薦者の資格は、入会后 1 年以上経過し、前年度の出席率が 80% 以上の者でかつ被推薦者に対して一ヵ年の義務履行の連帯保証ができる者。

#### 第 5 条

理事会は、入会資格調査を会員交流委員会へ委託する。

#### 第 6 条

会員交流委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を調査し、その結果を理事会に答申する。

#### 第 7 条

理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の適否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

#### 第 8 条

入会を承諾された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。

### 第 3 章 会費

#### 第 9 条

定款第 8 条で定められる入会金並びに年会費は、次の通りとする

入会金 正会員: 金 5,000 円

年会費 正会員: 金 114,000 円

特別会員: 金 100,000 円

名誉会員: 会費免除

賛助会員：一口金 10,000 円（一口以上とする）

2. 会員は、毎年1月末日までにその会費を納入しなければならない。但し、正会員は理事長の承認を得る事でその会費を5月末日までに分納することもできる。

3. 正会員が途中入会を承認されたときは、年会費を月割りとし、理事会において承認された翌月より起算する。

## 第 4 章 会員の失格

### 第 10 条

定款 11 条及び第 13 条に定める行為があったときは、会員交流委員会が実情を調査して、理事会に報告する。

### 第 11 条

年会費は所定の期日までに納入しない会員に対して、財務を担当する理事は勧告を行い、理事会に報告しなければならない。定款第 11 条第 4 号の規定は、6 月末日現在で会費が滞納しているもの。

### 第 12 条

例会及び委員会に対して欠席が連続 3 回に及んだ会員の所属委員会は、会員に対して勧告を行い、勧告後 1 ヶ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

### 第 13 条

前条の勧告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、除名せしむることを総会に議事として提出することができる。

## 第 5 章 休会

### 第 14 条

正会員が病氣療養、長期出張、その他やむを得ない理由により、委員会その他一切の行事に出席不可能の場合は休会することができる。

1 月の理事会までに休会願いを理事長に文書にて提出し、理事会で承認された会員の会費は正会員年会費の半額を 1 月末日までに納入しなければならない。但し、復帰する時の年間費は月割計算分とする。

休会の期間を経過し、もしくはそれ以前に復帰しようとする時は、その旨文書を理事会に届出るものとする。

### 第 15 条

前項の休会の期限は、当該年度内とする。但し、休会中の会員が期間の延長を希望する場合は、本人が実情を記載した文書を理事長に提出し次年度の理事会承認により最終延長を認めることができる。

休会中は、正会員としての権利を行使することはできない。

## 第 6 章 特別会員

### 第 16 条

40 歳に達した年度末までの正会員であった者は、会費（終年会費）を納入することにより、自動的に特別会員になることができる。又、会費（終年会費）を納入しない時は、卒業生になることができる。但し、その決定は、本人の自由意志とする。前項に定める会費納入期日は、40 歳に達した年度の翌年 1 月末日までとする。但し、会費を 6 月末日までに分納することもできる。特別会員、卒業生が行事に参加する時は、そのつど実費を徴収する。

## 第 17 条

特別会員、卒業生は、この法人からあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。又、卒業生は、総会、周年事業以外の連絡通知は発送されない。

## 第 7 章 名誉会員

### 第 18 条

この法人の正会員及び特別会員でない者で、この法人の発展に功労のあった者は、総会の推薦により名誉会員となる。

### 第 19 条

名誉会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。

## 第 8 章 賛助会員

### 第 20 条

この法人の主旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。賛助会員が行事に参加する時は、そのつど実費を徴収する。

### 第 21 条

賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

### 第 22 条

賛助会員は、この法人のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権並びに被選挙権を有しない。

## 第 9 章 雑則

### 第 23 条

本規則の改廃は、総会において行う。

### 第 24 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

#### 付 則

本規則は、昭和 62 年 10 月 21 日より施行する。

- 1、昭和 63 年 月 日一部改正、昭和 64 年 1 月 1 日より施行
- 2、平成 2 年 10 月 日一部改正、平成 3 年 1 月 1 日より施行
- 3、平成 10 年 9 月 2 日一部改正、平成 11 年 1 月 1 日より施行
- 4、平成 12 年 8 月 2 日一部改正、平成 13 年 1 月 1 日より施行
- 5、平成 13 年 9 月 5 日一部改正、平成 14 年 1 月 1 日より施行
- 6、平成 15 年 9 月 3 日一部改正、平成 16 年 1 月 1 日より施行
- 7、平成 16 年 9 月 1 日一部改正、平成 17 年 1 月 1 日より施行
- 8、平成 17 年 9 月 7 日一部改正、平成 18 年 1 月 1 日より施行
- 9、平成 18 年 月 日一部改正、平成 19 年 1 月 1 日より施行

# 運営規則

## 第 1 章 目的

### 第 1 条

本規則は、定款 16 条、第 3 項、第 17 条、第 6 項、第 19 条、第 3 項、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、並びに第 52 条の規定により、この法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織運営等に関する事項を規定するものである。

## 第 2 章 役員を選任

### 第 2 条

この法人の役員は、次のように選任する。

- 1、次期理事長は、別に定める「社団法人習志野青年会議所理事長選出規則」の定めるところによる。
- 2、次期監事並びに次期専務理事は、正会員の中から次期理事長が推薦し、総会の承認を得なければならない。
- 3、次期理事長、次期顧問、次期監事、次期専務理事を除く次期理事は本則 10 条で規定する副理事長 3 人、室長 3 人、委員長 6 人、事務局長 1 人、財政局長 1 人がこれにあたる。

## 第 3 章 顧問を選任

### 第 4 条

定款 23 条により選任された顧問は、総会の承認を得なければならない。

## 第 4 章 役員職務

### 第 4 条

この法人は定款 17 条に定める事項の他、次の職務を有する。

#### 1、理事長

- (1)この法人の代表者として、対外的な発言をし全ての事業の総括責任をもつ。
- (2)社団法人日本青年会議所総会、社団法人日本青年会議所全国大会における全国理事長会議、関東地区協議会会員会議所会議及び千葉ブロック協議会会員会議所会議に出席し、この法人の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

#### 2、副理事長

- (1)理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、この法人の円滑な運営のため、一体となって努力する。

#### 3、専務理事

- (1)理事長を補佐し、庶務を掌握する。

#### 4、室長

- (1)副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、この法人の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2)会員拡大運動の中心となり委員長以下の室メンバーをリードする。

#### 5、理事

- (1)この法人の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認する。

## 第 5 章 出席

### 第 5 条

1、3 ヶ月ごとに、正会員の出席率を発表し、年間実質出席率の最低限界を 30%とする。実質出席率とは、総会、例会の出席率をいい、新入会員の場合は委員会の出席率も含む。

2、会員は、全ての会合に置いて、欠席、遅刻、早退する場合は必ず届け出ること。

3、下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長あて文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各 1 回を加えて、報告書の受理されたときに出席率を算出する。但し、主催者側若しくは当該委員長の承認を必要とする。

(1) JCI 諸会議。

(2) 全国会員大会、各地区全国大会、各ブロック会員大会。

(3) 各地域青年会議所の認証伝達式及び記念式典。

(4) 各地域青年会議所例会。

(5) 本会議所の理事会で認めた行事。但し、上記(1)～(4)の会合は数日間に亘って開催される会合は 1 回として扱う。

4、病気療養(要医師の診断書)及び長期出張、その他やむを得ない理由のため、長期間にわたり出席不可能の場合は休会として出席の義務は免除する。但し、休会願いを理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。

5、この法人は公務のために、あらかじめアテンダンス申請をする事により、総会、例会、事業及び理事会に欠席した場合は、出席したものとして扱う。

6、正会員は総会、例会、理事会、その他公式行事に出席する際には、原則として上衣を着用し、JC バッジ、ネームプレートを使用しなければならない。

7、会合の出席は、規定用紙に署名することを原則とする。

## 第 6 章 例会、定例理事会

### 第 6 条

例会は、毎月原則として第二水曜日に開催する。

1、例会の日時、場所、行事等の変更は、理事会で決議し例会開催予定日の 7 日前までに会員に通知する。

2、例会の設営と進行は、例会担当委員会の持ち回りとする。

3、委員会の議決は、理事会の承認を得てこの法人の議決事項とすることができる。

### 第 7 条

定款 31 条第 3 項の規定にかかわらず、定例理事会は、原則として毎月第三水曜日に開催する。

2、委員長に事故あるときは、その任務を副委員長が代行し、予め委任状を監事に提出し承認を得た上で理事会において議決権を認められることが出来る。

## 第 7 章 室会及び委員会

### 第 8 条

定款 52 条に基づき、この法人の目的達成に必要な事業を調査、研究、実施するために次の室、委員会を設置する。

1、総務室

総務広報委員会

会員交流委員会

## 2、政策室

青少年健全育成委員会  
政策推進委員会

## 3、開発室

会員研修委員会  
社会開発委員会

### 第9条

委員会には、委員長1人、副委員長1人、及び委員を置く。

次期委員長は、正会員のうちから次期理事長が推薦し、総会の承認を得なければならない。

次期副委員長及び委員は、正会員のうちから次期理事長が推薦し、総会の承認を得て任命しなければならない。

### 第10条

副理事長は、正会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得て、これにあたり、委員会活動の助言、指導を行い、円滑に運営を図る。

室長は、正会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得て、これにあたり、副理事長の補佐をするとともに、担当室の運営を総括し、委員会活動の助言、指導を行い、円滑に運営を図る。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。

### 第11条

委員会は、委員長が予め内容、日時、場所等を各委員に通知して召集するものとする。

### 第12条

委員会は、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

### 第13条

委員長は、必要と認めた場合には委員以外他の会員の出席を求めることが出来る。

### 第14条

各委員会の職務分掌は、原則として次の通りとする。

#### 1、総務広報委員会

- (1) 会員拡大に関すること。
- (2) 総会及び理事会開催に関すること。
- (3) 法人運営手続きに関すること。
- (4) 定款、諸規則、諸規定に関すること。
- (5) 慶弔に関すること。
- (6) 特別会員、卒業生との連絡調整。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 会議資料の管理。
- (9) 広報に関すること。
- (10) ホームページ運営に関すること。
- (11) グループウェア管理に関すること。

(12)褒賞申請に関する事。

(13)サマーコンファレンスに関する事。

## 2、会員交流委員会

(1)会員拡大およびその統括に関する事。

(2)会員交流事業に関する事。

(3)会員携行品に関する事。

(4)千葉ブロック会員大会に関する事。

## 3、青少年健全育成委員会

(1)会員拡大に関する事。

(2)青少年健全育成に関する事。

(3)青少年地域ネットワークに関する事。

(4)京都会議に関する事。

## 4、政策推進委員会

(1)会員拡大に関する事。

(2)地域政策に関する事。

(3)地域ネットワークに関する事。

(4)全国会員大会に関する事。

## 5、会員研修委員会

(1)会員拡大に関する事。

(2)会員の資質向上に関する事。

(3)新入会員研修に関する事。

(4)関東地区フォーラムに関する事。

## 6、社会開発委員会

(1)会員拡大に関する事。

(2)市民まつりに関する事。

(3)社会開発事業及び関係官庁、団体、機関との連絡調整

(4)ASPACに関する事。

## 第 8 章 褒 賞

### 第 15 条

この法人における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、法人、団体、及び委員会に対して理事会の決定により行う。但し、褒賞の方法については、別に「社団法人習志野青年会議所褒賞規定」を定める。

## 第 9 章 雑 則

### 第 16 条

本規則の改廃は、総会において行う。但し、第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条の改廃については、総正会員数の 4 分の 3 以上の議決を得なければ改廃することが出来ない。

### 第 17 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の議決を持って定める。付 則

1.本規則は、昭和 62 年 10 月 21 日より施行する。

2.昭和 62 年 10 月 21 日 一部改正、昭和 63 年 1 月 1 日 より施行

- 3.昭和 63 年 10 月 19 日 一部改正、昭和 64 年 1 月 1 日 より施行
- 4.平成 2 年 10 月 日 一部改正、平成 3 年 1 月 1 日 より施行
- 5.平成 3 年 10 月 日 一部改正、平成 4 年 1 月 1 日 より施行
- 6.平成 4 年 10 月 28 日 一部改正、平成 5 年 1 月 1 日 より施行
- 7.平成 6 年 10 月 日 一部改正、平成 7 年 1 月 1 日 より施行
- 8.平成 7 年 10 月 2 日 一部改正、平成 8 年 1 月 1 日 より施行
- 9.平成 9 年 9 月 3 日 一部改正、平成 10 年 1 月 1 日 より施行
- 10.平成 10 年 9 月 2 日 一部改正、平成 11 年 1 月 1 日 より施行
- 11.平成 11 年 8 月 8 日 一部改正、平成 12 年 1 月 1 日 より施行
- 12.平成 12 年 8 月 2 日 一部改正、平成 13 年 1 月 1 日 より施行
- 13.平成 13 年 9 月 5 日 一部改正、平成 14 年 1 月 1 日 より施行
- 14.平成 16 年 9 月 1 日 一部改正、平成 17 年 1 月 1 日 より施行
- 15.平成 17 年 9 月 7 日 一部改正、平成 18 年 1 月 1 日 より施行
- 16.平成18年月日 一部改正、平成 19 年 1 月 1 日 より施行

# 庶務規則

## 第 1 章 目的

### 第 1 条

本規則は、定款 41 条及び第 53 条の規定により、この法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、文書の様式・会計処理・慶弔・旅費等に関する事項を規定する。

## 第 2 章 事務局

### 第 2 条

1、事務局は総務室内に置き、事務局長、事務局員を置く。事務局長は事務局の管理運営にあたる。

2、事務局長は、次の 1 号から 9 号の任務にあたること。

(1) 会員名簿の管理に関する事。

(2) 各地会員会議所、(社)日本青年会議所及び各地連絡協議会との調整及び報告。

(3) 総会、理事会の開催に関する事。

(4) ホームページの管理。

(5) 定款、諸規則、諸規定に関する事。

(6) 特別会員、卒業生に関する事。

(7) 会員の慶弔に関する事。

(8) 渉外に関する事。

(9) グループウェアの管理。

3、事務局は、事業年度毎に次の分類に従い、文書等整理、保存しなければならない。

(1) この法人の定款並びに諸規則 永久保存

(2) 総会及び理事会の議事録 永久保存

(3) 本会議所内部の文書綴り 5 年間保存

(4) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴り 1 年間保存

(5) この法人の会報綴り 1 年間保存

(6) 事務局日誌 3 年間保存

(7) 受発進簿 1 年間保存

(8) 前 7 項に属さない文書 1 年間保存

### 第 3 条

事務局は備品台帳を整理し、出納を記載し備品を完全に管理しなければならない。

## 第 3 章 会計経理

### 第 4 条

この法人は会計に用いる帳簿票は、次の通りとする。

(1) 帳簿

総勘定元帳、現金出納帳、会費徴収簿

(2) 決算書類及び諸帳票

貸借対照表、収支決算書、正味財産増減計画書、財産目録、事業報告書、監査報告書、等

### (3) 伝票

入金伝票、出金伝票、振替伝票

#### 第5条

金銭の出納は、会計理事が責任管理し、次の証票を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

収入については、発行した領収書控

支出については、受領した領収書

領収書徴収不能のものについては、この法人の運営規則第4章第4条第3項第2号の規定により専務理事がこれにあたる。

#### 第6条

出納は、つとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長銀行印を使用する。

#### 第7条

予算の執行は、担当委員会の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密に立て、冗費を省き、効果的に運用することに努め、単位事業が完了したときは、速やかに計算書諸票及び関係書類を揃え、捺印の上、理事長に提出しなければならない。

#### 第8条

会計担当の理事は、決算に当たって、前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は原則として各々担当の科目に振り替え、関係帳簿を照合且つ整理し、銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。

前項の証拠書類の保存期間は次の通りとする。

決算書類 永久保存

その他の会計書類 5年間保存

### 第4章 旅費

#### 第9条

理事長の命じた、事務局員は公務出張に対して次のとおり旅費を支給する。

(1)目的地までの往復普通料金相当額（用務の都合により、特別急行料金を加算する。）

(2)宿泊料は、実費相当額

(3)日当は、1日 2,000円

#### 第10条

理事長の命じた、会員公務出張にたいしては、理事会の議決を経て、前条に準じた旅費を支給することが出来る。

### 第5章 慶弔

#### 第11条

この法人は正会員の(以下会員という)には、次の祝金、弔慰金又は見舞金を贈る。

(1)結婚祝金 会員が結婚したとき 金 10,000円

(2)出産祝金 会員又はその配偶者が出産したとき 金 5,000円

(3)弔慰金 会員又はその家族が死亡したときは、次の区分により、その弔慰金を贈る。

会員 金 10,000円

配偶者 金 5,000円

父・母・子 金 5,000円

(4)災害見舞金 会員が天災、地変その他の不慮の災害により、自宅又は会員が勤務している社屋に、甚だしい損害を受けたときは、次の区分により見舞金を贈る。

全焼、全壊又は流出及びこれに準ずる災害の場合。 金 20,000円

半焼、半壊又は半流失及びこれに準ずる災害の場合。 金 10,000円

## 第12条

前条のほか、当規則に準ずると思われる慶弔については、理事長の承認を得て、これを行なう。

## 第13条

慶弔については、この法人の庶務規則第2条第11項の規定により、事務局長がこれを担当する。

## 第6章 文章の様式

### 第14条

定款第7条第1項、第12条、第36条第1項、第38条並びに諸規則で定める文章様式に関しては、別に規定を定める。

## 第7章 雑則

### 第15条

本規則の改廃は、総会において行う。

### 第16条

本規則の施行に関する細則は、理事会の議決を持って定める。

## 付則

1. 本規則は、昭和62年10月21日より施行する。
2. 平成12年8月2日一部改正、平成13年1月1日より施行。
3. 平成13年9月5日一部改正、平成14年1月1日より施行。
4. 平成16年9月1日一部改正、平成17年1月1日より施行。
5. 平成17年9月7日一部改正、平成18年1月1日より施行。
6. 平成18年月日一部改正、平成19年1月1日より施行。

# 理事長選出規則

## 第 1 章 目的

### 第 1 条

本規則は、この法人の定款第 16 条第 3 項の規定により、この法人の次年度理事長の選出方法を定めるものである。

## 第 2 章 理事長選出選挙管理委員会

### 第 2 条

理事長を選挙により選出するため、その選挙管理及び執行を行なう機関として、選挙管理委員会(以下「管理委員会」と称する)を置く。

### 第 3 条

管理委員会は、委員長 1 名、委員 2 名の定員 3 名とし、委員長は理事長経験者又は理事のうちから、委員は正会員より当該理事長が各々指名し、理事会の承認を得て、毎年 5 月末日までに選出する。

委員の欠員を生じた時は、その補欠は前条に準じ、理事長がこれを指名する。

### 第 4 条

管理委員会の任期は 6 月 1 日より 5 ヶ月とし、任期満了までに選挙事務が終わらない場合には、理事会の承認を得て事務処理完了まで任期を延長することが出来る。

### 第 5 条

委員長は、管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関しての責に任ずる。

### 第 6 条

管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

### 第 7 条

理事長選挙に関する告示は、総て選挙管理委員長の名をもって、文書により通告する。

### 第 8 条

この法人においては、各自一個の理事長選出の選挙権を有する。但し、選挙人名簿確定までに、下記の何れかに該当する正会員はこの権利を有しない。

- (1)当該年度の会費を 5 月末日までに滞納している者。
- (2)当該年度の 5 月末日を基準にして、当該年度及び前年度の例会及び事業の出席率が 60% 以下。
- (3)入会 1 年未満の者。

### 第 9 条

この法人の正会員で前 8 条全号に該当せず、過去 1 年間出席率 70% 以上の者の中で下記の 2 項目以上に該当する者は理事長の被選挙権を有する。

- (1)副理事長又は監事経験者。
- (2)理事または委員長経験 2 回以上の者。

(3)社団法人日本青年会議所、関東地区協議会、千葉ブロック協議会への出向経験者。

2、当該年度の会費を選挙人名簿確定日までに納入していない正会員は、被選挙権を有しない。

### 第 3 章 立 候 補

#### 第 10 条

被選挙権者が、理事長選挙立候補者となる場合は管理委員会所定の用紙を用い、7月1日から7月10日迄に、下記の書類を管理委員長に届出なければならない。

(1)経歴書

(2)JC 所信

(3)選挙権を有する5名の推薦状但し、正会員は立候補者1名のみを推薦することが出来る。

#### 第 11 条

管理委員会は、審議の結果、立候補者の資格が正しい場合は、直ちにその旨を正会員に告示しなければならない。

#### 第 12 条

1、7月10日迄に第9条の資格を満たす理事長立候補者が1名であった場合、管理委員会が適性と認め告示したときは、その候補者は当選人となる。

2、7月10日迄に立候補届けがない場合には、翌日に第9条を満たす者を管理委員会が理事長に提出し、その中より理事長が理事会に諮り、推薦し、総会の承認を受ける。

### 第 4 章 投票及び開票

#### 第 13 条

1、投票は、管理委員会所定の用紙を用い、8月10日迄にこの法人の事務局において、無記名で行なうことを原則とする。

2、投票日及び投票場所は、選挙管理委員長が告示する。

#### 第 14 条

正会員は、他の正会員の委任を受けて投票を行なうことは出来ない。但し、選挙権を有する正会員であり、投票日に投票できないときは、不在投票を行うことが出来る。

#### 第 15 条

投票及び開票に関しては、3名以上の立会人を置く。

立会人は、理事会において正会員の中から指名する。

### 第 5 章 選挙人名簿

#### 第 16 条

選挙人名簿は、毎年7月1日に管理委員会において確定する。

#### 第 17 条

この法人は、選挙人名簿を事務局において、随時関係者の閲覧に供する。

## 第18条

天災地変その他の事故によって必要のある場合には、さらに選挙人名簿を確定する。

## 第 6 章 当 選 人

### 第 19 条

当選人が、有効投票の過半数を得ない場合には、次点者と決選投票を行う。

### 第 20 条

当選人が確定したときは、選挙管理委員会は直ちに当選人名簿を告示し且つ総会に報告しなければならない。  
当選人は、総会で承認を受けなければならない。

## 第 7 章 当選人の無効

### 第 21 条

当選人及びその推薦者が、選挙に関して定款、本規則又は選挙管理委員会が別に定めた規定に違反したときは、その当選を無効とし、次点者が当選人となる。

## 第 8 章 雑 則

### 第 22 条

本規則の改廃は、総会において行う。

### 第 23 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の決議をもってこれを定める。

### 付 則

この法人の1988年度理事長は、本規則によらず任意団体社団法人習志野青年会議所において選出された者がこれに当たる。

本規則は昭和62年10月21日より施行する。

平成7年10月18日一部改正、平成8年1月1日より施行

平成12年8月2日一部改正、平成13年1月1日より施行

平成18年月日一部改正、平成19年1月1日より施行

# 褒賞規定

## 第1条

本規定は、「社団法人習志野青年会議所運営規則」第15条の規定に基づき、青年会議所運動の発展や高揚を図り、この法人に貢献した、個人、法人団体及び委員会に対して褒賞及び表彰(以下褒賞という)の方法を定めることを目的とする。

第2条 褒賞委員会の委員長並びに委員は正会員の中から理事長が推薦し、総会の承認を得なければならない。褒賞の推薦母体は、理事及び委員長とする。

各区推薦母体は、所定の申請書を所定の期日までに褒賞委員会に提出する。

## 第3条

褒賞は、原則として本年度における功績に対して行う。

褒賞委員会は、提出された書類を審査の上、その結果の全てを理事会に報告する。

褒賞及び申請期日の決定は、理事会が行う。但し、理事会の決議により、褒賞決定のための特別委員会をおくことが出来る。

## 第4条

褒賞の受賞者への授与は、忘年例会において行う。

## 第5条

褒賞の種類は下記のとおりとする。

### 団体賞

最優秀委員会賞 1委員会

優秀委員会賞 1委員会

### 個人賞

最優秀 JAYCEE 賞 1名

優秀 JAYCEE 賞 2名以内

ベビー JAYCEE 賞 1名(新人賞)

(前年度7月1日より当該年度6月末日までの入会者)

功労賞……………若干名

皆勤賞……………総会・例会出席100%の者

但し、これ等の他、特別表彰を設けることが出来る。

## 第6条

褒賞受賞者には、賞状又は表彰状を贈る。その他、理事会の決定により記念品を贈ることも出来る。

## 第7条

褒賞申請には次の書類を所定の期日までに褒賞委員会に提出するものとする。

(1)申請書。

(2)褒賞を受けようとする内容を詳細に説明するに足る書類。(企画、経過、結果について)

(3)その他参考資料。

## 第8条

褒賞基準は、次の通りとする。

- 1.この法人の目的達成に著しい功績があると認められる優秀な活動をなした個人及び団体。
- 2.年間を通じ総会、例会、事業等の出席率が著しく良好と認められる個人及び団体。但し、委任状での出席は含まない。
- 3.年間を通じJCI(社)日本青年会議所の事業、式典等の出席率が著しく良好と認められる個人。
- 4.新入会員の推薦やオブザーバーの紹介により会員拡大に著しい協力があると認められた個人及び団体。
- 5.その他褒賞を相当と認める事由がある個人及び団体。

## 付 則

- 1.本規則は、昭和62年10月21日より施行する。
- 2.平成12年8月2日一部改正、平成13年1月1日より施行
- 3.平成13年9月5日一部改正、平成14年1月1日より施行
- 4.平成18年月日一部改正、平成19年1月1日より施行

# 2007 年度運営補則

## はじめに

(社)習志野青年会議所の諸会議・活動を円滑に運営するため、定款・諸規則に具体的に定められていない事柄を運営補則事項として、以下のとおり取り決めます。

## (社)習志野青年会議所諸会議について

(社)習志野青年会議所には討議・協議する場が、大きく正副理事長会議・理事会・室会と3つあります。

### 【1. 正副理事長会議】

理事長がその職務を遂行するにあたり、政策ならびに運営について、意見の交換をし、大局的な方針を決定する為、理事会に先立ち必ず開催する会議です。この会議は理事会をできる限り円滑に運営していく為の調整会議でもあり、各委員会から上がってきた議案を理事会に上程するにあたり、内容的・形式的に問題がないかをチェックし、更に各委員会の議案に対して適切なアドバイスをします。

- (1)正副理事長会議の総括責任者は専務理事とします。
- (2)正副理事長会議は、理事長、副理事長、専務理事、室長で構成されることとします。この他のメンバーは、正副理事長会議構成メンバーが必要と認め、専務理事の承認を得れば、オブザーバーとしての出席が可能です。
- (3)当会議は議決権を有しません。但し、理事会より付託された事項はこの限りではありません。
- (4)原則として出席者の服装はスーツ(バッジおよびネームプレート着用)またはワーキングウェアとします。
- (5)原則として開催1週間前までに専務理事より会議通知をいたします。
- (6)議案提出は定められた書式にて、グループウェア上で会議開催日の3日前(原則当週日曜日)の正午迄に上程してください。
- (7)正副理事会資料の作成は原則として事務局長がこれを行います。
- (8)会議はペーパーレス会議を行いますのでノートパソコンをご持参願います。(持参出来ない方は、事前に8部プリントアウトをしてご持参ください。)
- (9)会議運営のルールはロバート議事法に準ずるものとします。
- (10)会議場は原則として習志野商工会議所会館を使用します。
- (11)会議中は禁煙です。

### 【2. 理事会】

理事会は青年会議所の最高の意思決定機関です。全ての上程議案を協議・審議し、理事会の意思統一を図り、更に審議で可決・承認された各委員会の例会・事業に責任を持って、目的達成の成功に向けて自ら積極的に実行・協力する機関です。

- (1)理事会の総括責任者は専務理事とします。
- (2)理事会は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事、室長、委員長、事務局長で構成されることとします。この他のメンバーは、理事会構成メンバーが必要と認め、専務理事の承認を得ればオブザーバーとしての出席が可能です。
- (3)議案提出者は、理事長、副理事長、専務理事、室長、委員長、事務局長とします。
- (4)理事会の議長は理事長が指名したものがこれにあたります。
- (5)原則として参加者の服装はスーツ(バッジおよびネームプレート着用)とします。但し、都合上やむを得ない場合はワーキングウェアの出席を可とします。
- (6)議案提出は定められた書式にて、グループウェア上で会議開催日の3日前(原則当週日曜日)の正午迄に上程してください。
- (7)口頭ならびに電話などでの議案上程は認めません。但、緊急かつ重要事項については専務理事決済とします。

- (8)期日までに専務理事に連絡なく議案上程がなされない場合は議案を取り下げたものとします。
- (9)理事会の設営および運営は総務室がこれを行います。
- (10)理事会資料および議事録の作成は原則として事務局長がこれを行います。
- (11)理事会上程議案は正副理事長会議を経たものに限り、但、緊急かつ重要事項は専務理事決済とします。
- (12)原則として例会及び事業等は2回の理事会で協議・審議をします。そのため、初めて関連議案を上程する場合は、当該例会または事業実施の2ヵ月前とします。
- (13)理事会の協議・審議に先立ち討議事項として必ず「会員拡大に関する件」を入れてください。
- (14)理事会当日は JCI Creed、JC 宣言、関東地区宣言および習志野 JC 宣言を唱和します。
- (15)原則として例会報告書、事業報告書ならびに決算報告書は、例会または事業実施後2ヶ月以内の理事会提出とします。
- (16)決算報告時には、必ず監事の署名、押印のされた委員会年間事業予算表(様式3)を添付してください。
- (17)会議運営のルールはロバート議事法に準ずるものとします。
- (18)会議はペーパーレス会議を行いますのでノートパソコンをご持参願います。(持参出来ない方は、事前に18部プリントアウトをしてご持参ください。)
- (19)会議場は原則として習志野商工会議所会館を使用します。
- (20)会議中は禁煙です。
- (21)協議事項と審議事項の間に5分間の喫煙時間及び打合せの時間をとります。

### 【3. 室会】

各室会は青年会議所の目的を達成するために必要な事業の調査・研究・企画立案を、各委員会が具体化する原点(スタート)です。室会は各委員長の立案する事業について各メンバー意見を吸い上げる最前線となりますので、青年会議所にとって最も重要な会議だと認識して下さい。更に新入会員は各室会・各例会及び事業の積極的参加によりJCマンとしての資質が向上していきますので、新入会員の研修・育成という視点も併せて認識して下さい。

- (1)室会の総括責任者は室長とします。
- (2)室会の構成は副理事長、室長、委員長、副委員長、委員とします。但し、原則として理事長、専務理事はオブザーバーとして出席します。
- (3)理事長所信、基本理念、基本方針、基本計画を踏まえ、副理事長、室長と相談の上、委員会事業計画を作成し、予定者段階を含めたタイムスケジュールを作成し、万全の体制を整え、十分な準備をし、事業の推進に当たってください。
- (4)開始時間、終了時間の意識をしっかりと持ち、会議の運営を行ってください。
- (5)副理事長挨拶ならびにJC宣言は必ず行ってください。
- (6)室会で他の協議事項に先立ち、必ず「会員拡大に関する件」を協議してください。
- (7)フロアメンバー(委員)の意見を大事にしてください。
- (8)3分間スピーチを室メンバーから一人指名して行ってください。
- (9)参加者の服装は自由とします。

### 【全メンバーへのお願い】

1. 総会等の委任状は必ず提出して下さい。
2. 会費は期日までに必ず納入して下さい。
3. 年間最低1回はオブザーバーとして他 LOM 新年例会、会員会議所に参加して下さい。理事はA地区最低3箇所以上出席して下さい。
4. 京都会議・サマーコンファレンス(横浜)・関東地区協議会地区大会(前橋)・ASPAC(台湾)・全国会員大会(帯広)・

世界会議(トルコ)のいずれか1回は必ず参加して下さい。

5.千葉ブロック協議会会員大会には積極的に参加して下さい。

#### 〈例会&懇親会について〉

- 1.例会にて、会員拡大の経過報告を会員交流委員会より、例会出席率を総務委員会より報告します。
- 2.懇親会は、例会または事業担当委員室が必要に応じて設営して下さい。(毎回設営する必要はありません。)

#### 〈出欠について〉

- 1.JCI、日本JC、地区協議会、ブロック協議会及び他 LOM の総会、例会、正式な行事出席の為、当 LOM が定める出席義務会合に出席できない場合、アテンダンス申請を提出することにより、出席とみなすことができます。ただし、原則として専務理事承認をとり、定められた書式にて事前に理事会での承認が必要です。
- 2.総会、例会、事業、その他褒賞規則に定められた、出席義務会合の出欠状況は各担当室より事務局長に2ヶ月に一回の報告をします。
- 3.出席義務会合の会員出席時間は、担当室の副理事長、室長、委員長に一任します。

#### 〈新入会員認証について〉

- 1.(社)習志野青年会議所の総会、例会、事業、その他正式な行事にオブザーバーとして一回参加したことがある新入会員候補者は、会員として認証される権利を得ることができます。

#### 〈出向について〉

青年会議所には、私たちが所属する青年会議所(以下 LOM いう)以外に JCI、日本 JC、地区協議会、ブロック協議会に委員会があり各 LOM から出向してくるメンバーで活動が行われています。

これまで、習志野 JC は、多くの責任ある立場の役員・出向者を輩出してきました。出向者の個人の利益としては、出向は重要な研鑽の場であり、グローバルな視野で物事が判断できる自己成長の場です。

また、LOM の大儀としてもまず、第一に考えるべきことは「大局を見られる人材を育てる」と言うことです。

第二に LOM にとって必要となる情報を、出向者によってタイムリーに入手するということです。LOM が新しい方向に向かおうとするとき、出向者の情報いかに成果が変わってくることもあるでしょう。では、出向者自身にはどんなことが要求されるのでしょうか。

- 1.出向者は理事長(理事長印)の推薦を得て、LOM を代表して出向していることを自覚しよう。
- 2.LOM から大いなる期待を寄せられていることを自覚しよう。
- 3.与えられた職務を積極的に遂行し、その体験から得られたことを LOM へフィードバックしよう。
- 4.自己研鑽の機会を与えられたことを感謝しよう。
- 5.LOM の体験を他 LOM の出向者に伝えよう。出向は「習志野」の殻を破り成長の可能性を広げてくれる大きなチャンスです。出向することで得られる体験は決して LOM では味わえません。JC ライフを広げるなら一度は出向してみることです。きっと大きな達成感が得られるでしょう。